

「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」及び 各地の状況を受けた建退共支部業務について

政府の緊急事態宣言が発令された6都府県のうち、「1. 緊急事態宣言による各支部の対応」に記載の支部につきましては、利用者ならびに職員の新型コロナウイルス感染症防止の観点から、各種申請は**郵送のみの対応**、ご相談につきましては**電話対応**とさせていただきます。

また、その他の支部につきましては、「2. 1. 以外の各支部の対応」に記載されている場合を除き、窓口業務を行っておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、可能な限り**来所をお控えいただき**、各種申請書の提出は、出来る限り、**ご郵送での手続き**としていただきますようご協力の程お願い申し上げます。

大変なご不便をお掛けすることとなり、誠に申し訳ございませんが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 緊急事態宣言による各支部の対応

支部名	期間(予定)	各種申請及びご相談について	問合せ先電話番号
埼玉県	8/2～当面の間	各種申請はご郵送のみ対応、 また、<u>ご相談につきまして</u> は、<u>電話で対応</u>させていただきます。 [郵送先] 支部一覧参照	TEL 03-3551-5242
千葉県	8/2～当面の間		TEL 043-246-7379
東京都	7/12～当面の間		TEL 03-3551-5242 受付時間 10:00～16:00 (12:00～13:00除く)
神奈川県	8/2～当面の間		TEL 045-201-8454

2. 1. 以外の各支部の対応

支部名	期間(予定)	各種申請及びご相談について	問合せ先電話番号
岡山県	令和3年 5/24～当面の間	各種申請はご郵送のみ対応、 また、<u>ご相談につきまして</u> は、<u>電話で対応</u>させていただきます。 [郵送先] 支部一覧参照	TEL 086-225-4133
広島県	令和3年 8/2～当面の間		TEL 082-221-0138
熊本県	令和2年 8/5～当面の間		TEL 096-366-5111

[注意事項]

- ※ 期間、各種申請及びご相談については、今後の状況により変更される場合がございますので、ご了承ください。
- ※ 各種申請には、契約申込・手帳申込・手帳更新・退職金請求・加入履行証明書の発行等が含まれます。